

苫小牧市債権管理条例及び施行規則の制定について

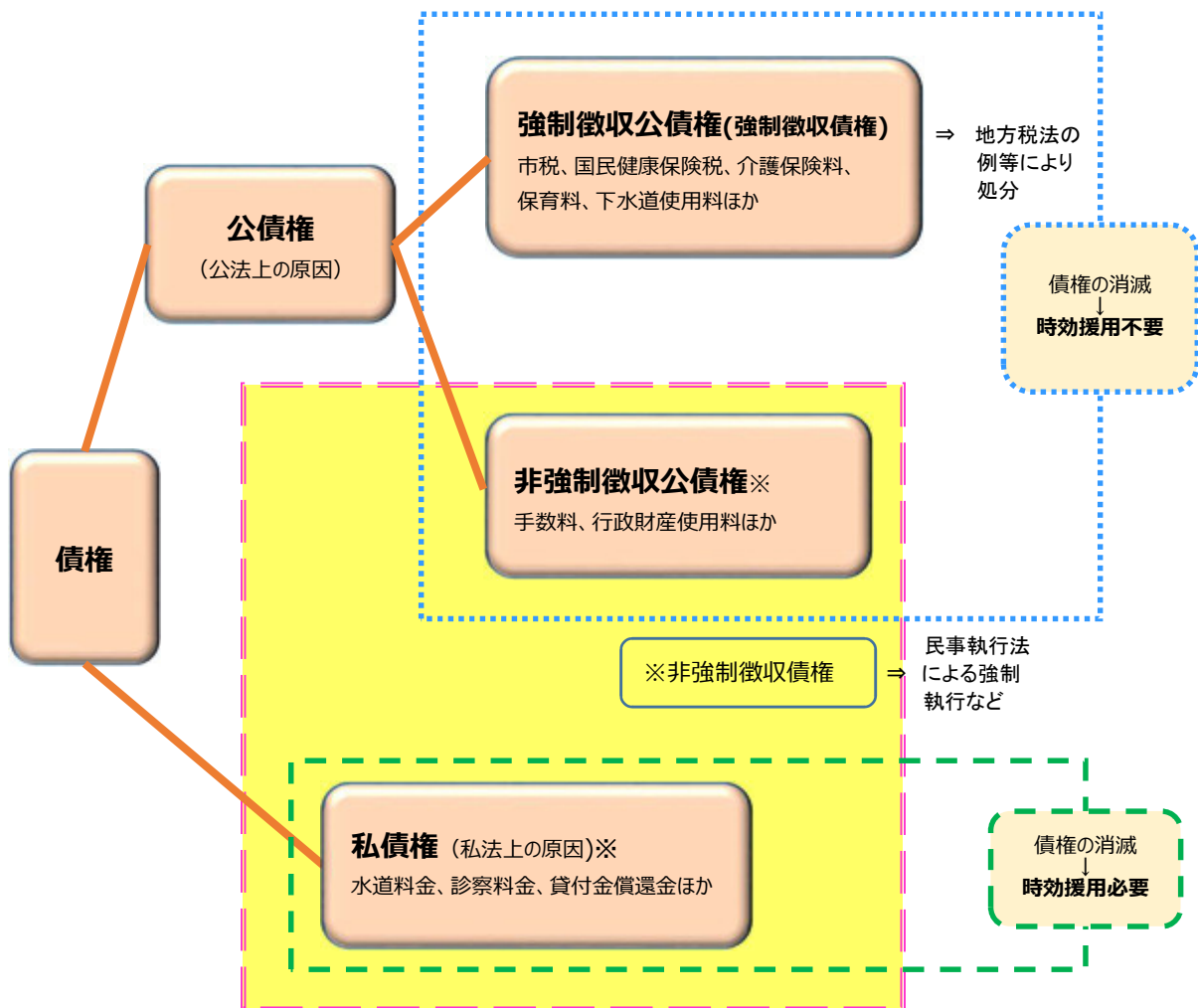
令和元年7月
財政部 財政課

1 制定の目的

地方公共団体の債権とは、金銭の給付を目的とする権利のことである。

債権管理は、債権が発生してから消滅するまでの一連の事務手続のことをいい、根拠法令が複数にわたるため複雑であるほか、債権の分類によって適用条項や手続が異なる。条例で債権管理について必要な事項を定めることにより、統一かつ適正な取扱いを明確にし、公平かつ公正な市民負担の確保につなげることを目的とする。

2 債権管理の事務処理



| 分類 | 発生 | 徴収 | | 消滅 |
|----------|------------|------------------------------------|----------------|------------------|
| 強制徴収公債権 | 管理台帳の作成・管理 | 督促、催告 納付相談 (分納、徴収 停止、免除等) | 滞納処分 | 時効期間の経過 により消滅 |
| 非強制徴収公債権 | | | 強制執行 (訴訟手続) | |
| 私債権 | | | 時効の援用 債権放棄等 | |

3 条例及び規則の主な内容

| 項 目 | | 内 容 |
|---|---------------|--|
| 台 帳 の 整 備 | | 債権を適正に管理するために、必要な事項を記載した台帳を整備する。 |
| 履 行 期 限 ま で に 履 行 さ れ な か っ た 場 合 | 督 促 | 債権について、期限を指定して督促を行う。 |
| | 滞 納 処 分 等 | 強制徴収債権について、督促後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合に差押え等の滞納処分を行う。 |
| | 強 制 執 行 等 | 非強制徴収債権について、督促後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合に、強制執行や訴訟手続等を行う。 |
| | 徴 収 停 止 等 | 非強制徴収債権について、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、債務者が個人で所在が不明な場合において差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合等の要件に該当する場合は、以後その保全及び取立てをしないことができる。 |
| | 履 行 延 期 特 約 等 | 非強制徴収債権について、債務者が無資力又はこれに近い場合である場合等の要件に該当する場合は、履行期限を延長し、更に分割納付を認める。 |
| | 免 除 | 履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限から10年経過後も債務者が無資力等の場合については債権を免除することができる。 |
| | 債 権 の 放 棄 | 非強制徴収債権について、債務者が無資力の場合や、私債権の時効期間が満了したにもかかわらず債務者が時効援用をするかどうか意思表示がない場合等に債権放棄ができる。 |

【主な根拠法令】 地方自治法、地方自治法施行令、地方税法、国税徴収法、民法、介護保険法、児童福祉法等

4 今後の予定スケジュール

| | |
|------------|---------------|
| 令和元年 9月 | 債権管理条例案を議会へ提出 |
| 令和元年 10月1日 | 債権管理条例施行予定 |